(2)　精神病棟入院基本料の注２本文に規定する特別入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護職員の数は一以上）であることとする。

(3)　精神病棟入院基本料の注２ただし書及び注10に規定する厚生労働大臣が定めるもの

夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(4)　精神病棟入院基本料の注２に規定する厚生労働大臣が定める場合

当該保険医療機関が、過去一年間において、一般病棟入院基本料の注２ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは一般病棟入院基本料の注７に規定する夜勤時間特別入院基本料、結核病棟入院基本料の注２ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは結核病棟入院基本料の注６に規定する夜勤時間特別入院基本料、精神病棟入院基本料の注２ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは精神病棟入院基本料の注２に規定する月平均夜勤時間超過減算を算定したことのある保険医療機関である場合

(5)　精神病棟入院基本料の注４に規定する重度認知症加算の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護職員の数は一以上）であることとする。

ロ　重度認知症の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態であること。

(6)　精神保健福祉士配置加算の施設基準

イ　当該病棟に専従の精神保健福祉士が一名以上配置されていること。

ロ　入院患者の退院が着実に進められている保険医療機関であること。

(7)　精神病棟入院基本料の注11に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

許可病床数が百床未満のものであること。

(8)　精神病棟入院基本料の注11に規定する厚生労働大臣が定める日

次のいずれにも該当する各病棟において、夜間の救急外来を受診した患者に対応するため、当該各病棟のいずれか一病棟において夜勤を行う看護職員の数が、一時的に二未満となった日

イ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、患者の看護に支障がないと認められること。

ロ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、看護職員及び看護補助者の数が、看護職員一を含む二以上であること。ただし、入院患者数が三十人以下の場合にあっては、看護職員の数が一以上であること。

(9)　精神病棟入院基本料の注７に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ　精神病棟看護・多職種協働加算（十三対一入院基本料の場合）の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

②　①の規定にかかわらず、当該病棟において、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師の数は、一以上であること。

③　当該病棟の入院患者の平均在院日数が六十日以内であること。

ロ　精神病棟看護・多職種協働加算（十五対一入院基本料の場合）の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。

②　①の規定にかかわらず、当該病棟において、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師の数は、一以上であること。

③　当該病棟の入院患者の平均在院日数が百日以内であること。

五　特定機能病院入院基本料の施設基準等

(1)　特定機能病院入院基本料の注１に規定する入院基本料の施設基準

イ　特定機能病院Ａ入院基本料の施設基準

①　通則

幅広い診療科を設置し、病院の種類に応じた地域における医療の確保のために必要な事項を行う特定機能病院であること。

②　一般病棟

1　七対一入院基本料の施設基準

(1)　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

(2)　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

(3)　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十六日以内であること。

(4)　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を用いて評価を行い、特に高い基準を満たす患者の割合に係る指数が二割七分、かつ、一定程度高い基準を満たす患者の割合に係る指数が三割四分以上の病棟であること。

(5)　当該病棟を退院する患者に占める、自宅等に退院するものの割合が八割以上であること。

(6)　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

2　十対一入院基本料の施設基準

(1)　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

(2)　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

(3)　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十八日以内であること。

(4)　当該病棟に入院している患者の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡについて継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

(5)　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

③　結核病棟

1　七対一入院基本料の施設基準

(1)　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。